

令和7年1月定例総会

令和7年1月10日開催

議 事 録

土佐清水市 農業委員会

令和6年度第10回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年1月10日（金） 午後3時00分～午後4時00分
2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室
3. 出席委員（12人）

農業委員	1番	上野	貴生
	2番	野老山	卓男
	3番	酒井	りつ子
	4番	池田	克彦
	5番	岡崎	直正

推進委員	1番	安田	泰平
	4番	岡田	哲治
	3番	田邊	昌一
	5番	上野	清吉
	6番	坂本	直幸
	7番	金谷	里美
	8番	今吉	次雄

欠席委員（1人）	2番	弘田	好希
----------	----	----	----

4. 議事日程

- ① 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長

和泉 政彦

農林水産課長補佐

和泉 誠

事務局係長

岡崎 正嗣

事務局員

田邊 元寛

議長
上野会長

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、1月定例総会を開会致します。

この際、本日の遅刻・欠席者につきまして、報告致します。

本日は遅刻・欠席ともにありません。

議長
上野会長

それでは議事に移ります。本日の議題は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として

2番 野老山 委員

4番 池田 委員 の2名を指名いたします。

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いします。

議長
上野会長

それでは、

議案第1号 農地法3条の規定による許可の審議について

本日は3件の審議となっておりますので、1件ごとに採決を求めるといたします。

それでは、担当者より説明を求めます。

それでは、

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可の審議①について、説明いたします。

議案書の 1 ページから 5 ページでご確認ください。

1 ページから説明を行います。

申請者の氏名等について、譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。

内容は、土地の交換による所有権移転により許可を求めるものです。

許可を受けたい農地について、詳細は記載のとおり 1 筆で、地目・現況共に畑で面積は 61 m²となっております。申請地の位置は、久百々地区で詳細な位置図は 2～3 ページをお願いします。

農地の現況写真については、4 ページをご覧ください。

農地法第 3 条第 2 項の 6 つの条件について、農地法第 3 条調書を説明いたします。5 ページをお願いします。

農地法第 3 条第 2 項第 1 号の「農地の全部効率利用」に係る確認です。

「全部効率利用」とは、現在所有又は使用及び収益を目的とする権利を有している農地の状況も含まれます。今回の申請者が所有している農地が田畑併せて 966 m²あり、この農地の状況確認を行う必要がありますが、山奥で耕作の難しい条件不利地でこの要件の対象外となる農

地を除き、その他の所有農地では、全て耕作又は保全管理しております。この「農地の全部効率利用」には該当しません。今回の申請地については、野菜を栽培予定です。

第2項第2号の「農業生産法人以外の法人」の確認です。譲受人は、個人であり該当ありません。

第2項第3号の「信託の引受けによる権利が取得される場合」について、信託ではないので該当ありません。

第2項第4号の「農作業常時従事」の確認です。

常時従事日数は、申請者は親と共に専業農家で、営農計画では150日という日数の基準も超えており、農機具は管理機と少ないものの、面積を考慮しても問題がないと考えます。

第2項第5号の「転貸禁止」の確認です。

譲受人が譲り受けた農地は自らが耕作を行うため、転貸にあたりません。

第2項第6号の「地域調和」の確認です。

申請地の田では野菜の栽培を行っており、今後も引き続き野菜等の栽培を行う予定のため、周辺の農地や環境への悪影響はほとんどなく、支障が生じないと考えられます。

以上の申請を11月22日に受付を行い、関係書類を確認しております。

す。

今回の案件については、安田委員に現地の確認を行ってもらっています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

安田委員

12月中旬に事務局と現地確認に行ってきました。今もきれいに管理されていて、譲受人の方も耕作されるということなので、よろしいかと思います。道のすぐ側ですし、階段もすぐ横なので利便性もいいのかなと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

何かございませんか？

議長
(上野会長)

特に問題ありませんね。

それでは、ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号 農地法3条の規定による許可の審議①について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、次に移ります。

議長
(上野会長)

議案第 1 号 農地法 3 条の規定による許可の審議②について

担当者より説明を求めます。

事務局岡崎

それでは、

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可の審議②について、説明
いたします。

議案書の 6 ページから 10 ページでご確認ください。

6 ページから説明を行います。

申請者の氏名等について、譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおり
です。

内容は、贈与による所有権移転により許可を求めるものです。

許可を受けたい農地の所在は、記載のとおり 2 筆で、地目は田、現況
は畑で面積はそれぞれ、400 m²、482 m²で合計 882 m²となっております。
申請地の位置は、7～8 ページをお願いします。位置は浦尻地区に

なります。

農地の現況写真については、9ページをご覧ください。

農地法第3条第2項の6つの条件について、農地法第3条調書を説明いたします。10ページをお願いします。

農地法第3条第2項第1号の「農地の全部効率利用」に係る確認です。

今回の申請者が所有している農地が田畑併せて3109㎡あり、この農地の状況確認を行う必要がありますが、山奥で耕作の難しい条件不利地でこの要件の対象外となる農地を除き、その他の所有農地では、全て耕作又は保全管理しておりまして、この「農地の全部効率利用」には該当しません。今回の申請地については、引き続き柑橘類等果樹を栽培予定です。

第2項第2号の「農業生産法人以外の法人」の確認です。譲受人は、個人であり該当ありません。

第2項第3号の「信託の引受けによる権利が取得される場合」について、信託ではないので該当ありません。

第2項第4号の「農作業常時従事」の確認です。

常時従事日数は、申請者は兼業農家で、営農計画では農作業も150日以上で基準を超えており、耕運機、軽トラと農機具は少ないものの面積等考慮して問題がないと考えます。

第2項第5号の「転貸禁止」の確認です。

譲受人が譲り受けた農地は自らが耕作を行うため、転貸にあたりません。

第2項第6号の「地域調和」の確認です。

申請地の畑では引き続き柑橘類等果樹を栽培予定で、農薬等については地域の取り決めに従うこととしており、周辺の農地や環境への悪影響はほとんどなく、支障が生じないと考えられます。

以上の申請を12月5日に受付を行い、関係書類を確認しております。

今回の案件については、池田委員に現地を確認を行っていただいております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いいたします。

池田委員

12月18日に事務局と現地を確認して来ました。クロネコヤマトから東へ300m行った所の右側で今ミカンを植えている所と、そこから100mほど奥に行ったところで、柿の木を植えている所ですが、きれ

いに草も刈り、手入れもよくしています。写真で見るとおりの状態です
ので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

酒井委員

判断理由の中に水稻栽培を行い、と言う文言がありますがけれども、それはどの部分ですか？

事務局岡崎

今回この 10 ページの第 2 項第 1 号全部効率利用判断の理由のところ
ですが、所有の農地と今回の農地を含めて全部使うかと言うところな
ので、今回写真はありますが、譲受人の方が持っている農地、現況
写真以外の別の農地で譲受人が持っている田は他の人に貸付けて利
用しているのを事務局の方で聞き取りと現地確認をしているという
ことになります。

安田委員

9 ページの写真ですが、きれいに柵をしているのですが、元々譲受人
の方がやられているのですか？

事務局田邊

はい、譲受人の方がやられたと聞いています。

安田委員

譲受人の方が、借りて耕作してたということですね。

事務局田邊

はい、そうです。

議長

(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号 農地法3条の規定による許可の審議②について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、次に移ります。

議長

(上野会長)

議案第1号 農地法3条の規定による許可の審議③について

担当者より説明を求めます。

事務局 岡崎

それでは、議案第1号農地法第3条規定による許可の審議について、

説明させていただくのですが、その前に今回の農地についてなんです

が、利用権の設定がされています。すでに権利設定がされている土地をそのまま3条で所有権を移転できないので、まず利用権の設定の解除が必要になります。利用権の合意解約については、報告事項なので本来、議案が終わった後にその他の項目で事務局から報告させてもらうのですが、この③の議案と同じ土地になるので、ここで合わせて説明させていただきます。それでは、農地法第18条の規定による利用権の合意解約の報告について、説明いたします。

11 ページから 15 ページでご確認ください。

11 ページから説明します。

貸人と借人、土地の所在については、記載のとおりです。地目は田、面積は 1,283 m²、合意解約日は令和 6 年 12 月 2 日です。

合意解約の理由については、所有権移転のためとなります。先ほども説明しましたが、土地に権利設定がされていると新たに契約ができないことから、契約の解約申出書の提出があり、合意解約を行ったものであります。

1 ページ飛びますが 13 ページから 15 ページに位置図・現況写真がございますので、ご確認ください。

平成 28 年度の利用権設定で、ハウスでマンゴーを栽培していたとのことです。

以上、契約解約通知書の提出がありましたので、ご報告いたします。

続けて、この農地の所有権移転の議案に移ります。

12 ページをご覧ください。申請者の氏名等について、譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。内容は、売買による所有権移転により許可を求めるものです。

譲受人の方は先ほど 11 ページに書いていた利用権設定者の方の身内になります。許可を受けようとする農地につきましては、先ほど説明したとおりです。面積 1283 m²、登記田、現況は畑となっています。

申請の位置は三崎、竜串地区で地図は 13、14 ページ、現況写真につきましては 15 ページを確認ください。

農地法第 3 条第 2 項第 1 号の「農地の全部効率利用」に係る確認です。

今回の申請者が所有している農地は全部効率利用には当たりません。

申請地につきましては、引き続きマンゴーを栽培するとのこと。

第 2 項第 2 号の「農業生産法人以外の法人」の確認です。譲受人は、個人であり該当ありません。

第 2 項第 3 号の「信託の引受けによる権利が取得される場合」について、信託ではないので該当ありません。

第 2 項第 4 号の「農作業常時従事」の確認です。

常時従事日数は、申請者は夫婦で専業農家で、営農計画では農作業も

150 日以上で基準を超えており、トラクター、耕運機、軽トラと農機
具を保有しているので問題がないと考えます。

第 2 項第 5 号の「転貸禁止」の確認です。

譲受人が譲り受けた農地は自らが耕作を行うため、転貸にあたりませ
ん。

第 2 項第 6 号の「地域調和」の確認です。

申請地の畑では引き続きマンゴーを栽培予定で、農薬等については地
域の取り決めに従うこととしており、周辺の農地や環境への悪影響は
ほとんどなく、支障が生じないと考えられます。

以上の申請を 12 月 5 日に受付を行い、関係書類を確認しております。

今回の案件については、弘田委員に現地の確認を行ってもらっていま
す。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願い
します。

事務局田邊

今日は弘田委員がお休みのため事務局から説明させていただきます。

12 月 16 日に弘田委員と現地確認に行ってきた。

今、事務局が説明したとおりです。

現地は SATOUMI から北に入った所になります。位置図は先ほど説明がありましたように 13 ページを見ていただけたらと思います。

次のページをめくって頂いて 15 ページの写真を見ていただけますか。右側の写真でハウスが 4 棟建っていますが、今回は 3 棟分（手前から）の申請になります。本来は 4 棟一度に申請を提出したかったみたいですが、1 棟分だけ手続きが遅れてまして、今回は 3 棟分だと聞きました。引き続きマンゴアの栽培をすると聞いています、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

安田委員

会社名義で利用権設定されてたのですか？

事務局岡崎

はい、そうです。

安田委員

マンゴアの取引先は会社で取引されてたのですか？それとも個人で出されていたのですか？16 ページの第 2 項第 2 号で個人であるため該当しないになってくるのかなと、移転では個人ですが、それを栽培

して販売を会社でやってしまうと個人なのか？

事務局岡崎

これまで販売を会社か個人でしていたか等はそこまで申請人の方には確認出来ておりませんでした。

金谷委員

家庭内で名前を変えて販売ルートはそのままに見えるということですか？

安田委員

そういうことも出来るということですよ。ルール上問題はないと思います。契約者は個人なので。ただ、解約のところで借受人が有限会社になっていたのが気になるなど。

事務局岡崎

安田委員の言われるように今回の案件だけで見ると個人で書類上整っているのですが、解約の件も合わせると2号法人与5号転貸の部分で疑義があるかなど。今回、許可となった場合は申請者にはその点はちゃんとするよう事務局から改めて説明いたします。申し訳ございません。

議長

(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 1 号 農地法 3 条の規定による許可の審議③について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長
(上野会長)

本日の議案は以上となります。

報告事項 その他の件について

農地を農業用施設用地に転用する届出書の報告について

担当者より説明を求めます。

事務局岡崎

それでは、

農地を農業用施設に転用する届出について、説明いたします。

17 ページから 20 ページでご確認ください。

17 ページから説明します。

農地法施行規則第 29 条第 1 項で、2 アール未満 (200 m²未満) の農

業用施設を建設する場合、農業委員会に届出をしなければならないと

なっており、届出がありましたので、報告いたします。

届出者の住所、氏名は記載のとおりです。

18 ページに位置図、航空写真、19 ページに現況写真、20 ページに簡単なものですが平面図がございますので、ご確認ください。

届出のあった農地は、届出者が所有している農地になります。使用目的は申請者が養豚事業を行っており、その規模拡大のため豚舎を追加で建設するものです。

以上の届出書の提出がありましたので、ご報告いたします。

議長
(上野会長)

本件について何かご質問ありますか？

安田委員

2 アール以上であればどのような書類になるのでしょうか。

事務局岡崎

もし2 アール以上でしたら、今回は自身の農地に建設するので4 条の農地転用申請が必要になります。

上野会長

自分の土地で豚舎を作る、排せつ物が流れ出るとかの周辺に出る影響とかは調査はしないのですか。

事務局岡崎

今回は農業委員会、農地法としては届け出の報告になります。それ以外は建てる時に別の環境衛生関係の法律等で何かそういったものが

議長
(上野会長)

あるかと思えます。

本件は、報告ですので、次に移ります。

次回の定例総会は、令和7年2月7日(金)午後3時から、

会場は、土佐清水市役所第一会議室にて行います。

その他に何かご意見はございませんか？

ないようでしたら、これで1月定例総会を閉会といたします。